

# 厚生年金基金制度の改正を踏まえた 今後の対応方針が協議されました

理事会及び代議員会では、「平成24年度決算結果及び業務報告」が協議され、全会一致で了承されました。  
また、前号の『基金だより』でもご報告しました厚生年金基金制度の改正については、改正を踏まえた今後の対応方針が協議され、以下のように決定されました。

- ① 基金制度については、今後、「代行返上」をメインシナリオとして、検討を進めます。  
ただし、法案に関する政令、省令、関係通知（来年3月までには、発出予定）によって、具体的な取扱いが明らかになることから、これらを待って詳細な検討に入ることとします。

\*「代行返上」とは…基金が国に代わって年金給付や運用を行っている代行部分の資産を国に返還して、残った基金独自で上乗せ給付を行っている資産を新たに設立する確定給付企業年金（DB）に移行することをいいます。

- ② 資産運用については、「代行資産の保全」を図るための検討を進めることとします。

\*「代行資産の保全」とは…国に代わって年金の給付を行っている代行部分の資産については、国と同じ運用方法であれば過不足は生じないことになっています。  
したがって、代行部分を国の運用に追随することで、国に返還する「代行資産を確定」させることをいいます。

◆ ◆ ◆  
なお、国は、債券を中心としたリスクを抑えた運用を行っており、株式の運用が多い当基金の運用では、株価が上昇すれば国の運用を上回り剰余金を出すことができます。しかし、仮にリーマンショック等の金融危機が再び起きれば大きな不足金を生じることにもなります。

今後は、こうしたことが起きないように、国と同様の運用リスクを抑えた運用体制等の見直しを検討していくこととします。